

(趣旨)

第 1 条 この規程は、札幌医科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究規程（平成 19 年規程第 168 号。以下「研究規程」という。）第 6 条第 2 項に基づき、札幌医科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織等について必要な事項を定める。

(所掌)

第 2 条 審査委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 研究規程第 6 条第 3 項に基づく諮問に対して答申をすること。
- (2) 研究規程第 1 2 条第 2 項に規定される意見を具申すること。
- (3) その他ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関し、学長から諮問のあった事項について答申すること。

(組織)

第 3 条 審査委員会は、次の各号に掲げる者 5 名以上で構成する。（それぞれ他を同時に兼ねることはできない。）

- (1) 人文・社会科学面の有識者 若干名
- (2) 自然科学面の有識者 若干名
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者 若干名

2 委員会は、男女両性により構成し、職員以外の者を複数名含めるものとする。

3 委員は、教育研究評議会の議を経て学長が任命し、又は委嘱する。

4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選で専任する。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(招集)

第 5 条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

(議事)

第 6 条 審査委員会の会議は、第 3 条第 1 項及び第 2 項の要件を満たす委員が出席しなければならない。

2 審査委員会は、必要があると認めるときは、研究責任者又は第三者を出席させ、研究計画等の内容について説明又は意見を聴くことができる。

3 自らが研究責任者又は研究担当者である委員は、当該研究計画等の審査に関与することができない。

4 審査委員会の議事は、出席委員数の 4 分の 3 以上の同意により決するものとする。

5 審査委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(迅速審査)

第 7 条 審査委員会は、諮問事項が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず迅速審査を行うことができる。

- (1) 研究計画の変更であって、研究担当者、研究期間、その他変更内容が軽微なものと認められる場合

(2) 研究計画の審査であって、既に審査委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている場合

(3) 共同研究（試料等の提供のみを行う場合を含む。）であって、主たる研究機関の許可を受けた研究計画を、本学が分担研究機関として実施しようとする場合。

2 前項の迅速審査は、委員長及び副委員長の合議により行うものとする。

3 委員長は、迅速審査を行ったときは、その審査結果を各委員に報告する。

4 前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について改めて審査委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認められるときは、審査委員会を速やかに開催し、当該事項について審査するものとする。

（情報公開）

第8条 審査委員会は、審査委員会の構成、委員の氏名、所属及びその立場を公開するものとする。

2 審査委員会は、第6条第5項の記録を原則として公開するものとする。ただし、提供者等の人権、研究の獨創性又は知的財産権の保護に支障が生じるおそれがある部分は非公開とすることができる。この場合、審査委員会は非公開とする理由を公開しなければならない。

（事務）

第9条 この規程の施行に係る事務は、附属産学・地域連携センターで行う。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 札幌医科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究審査委員会規程（平成14年5月29日医大企第63号）第3条第3項の規定に基づき任命された委員は、この規程に基づき任命されたものとみなす。この場合において、その者の任期については、第3条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日規定第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月24日規定第54号）

この規程は、平成29年9月1日から施行する。